

令和7年度諫早市農業委員会第10回総会議事録

1 開催日時 令和8年1月28日(水) 開会 午後3時00分～閉会 午後3時50分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長	20番	久本純造			
会長職務代理者	19番	前田貞松			
農 業 委 員	1番	久保 繁	2番	牟田直志	3番 西口雪夫
	4番	立森和富	5番	林田芳信	6番 平野和敏
	7番	増田真美子	8番	補伽文夫	9番 森田正男
	10番	中島康範	11番	松本秀徳	12番 江崎義明
	13番	野田 浩	14番	泉野政則	15番 田淵勇二
	17番	池田武弘	18番	増山時子	

4 欠席委員 (1人) 16番 山開博俊

5 議 案

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件
第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する
意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
第3号 農地法第3条の規定による許可申請書取下げの件
第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 諸岡昌史 次 長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦
事務職員 俣野海喜

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和7年度諫早市農業委員会第10回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、16番・山開博俊委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に5番・林田芳信委員、13番・野田浩委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、中央地区、仲沖町の農地1筆、4,406㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、9,337㎡です。トラクターや田植え機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小野地区、小野島町の農地1筆、272㎡について、社会福祉事業を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は589㎡です。耕運機や草刈機等の機械は所有されております。申請人は農地所有適格法人ではありませんので、農地法第3条第2項第2号に該当し、農地法第3条の許可はできないとされておりますが、申請人は社会福祉事業を行うことを目的とした非営利法人であり、農地は社会福祉事業に供しますので、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当します。また、令和7年6月総会にて許可を受けた小野島町の農地については現在耕作を行っております。

3番、長田地区、長田町の農地3筆、3,530㎡について、農業経営を開始するため、借り入れる申請です。権利取得後の経営面積は3,530㎡です。トラクターは導入予定であり、軽トラックは所有しています。農地所有適格法人ではありませんが、①貸借契約が解除条件付の契約であること、②地域との調和要件を満たしていること、③重要な使用人が農業に常時従事するとのことで農地法第3条第3

項の解除条件付きで農地を貸借する要件を満たしております。借受人の事務所から申請地までは車で約10分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、高来地区、高来町泉の農地2筆、957㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は8,375.56㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、高来地区、高来町西尾の農地1筆、1,259㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は13,209㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で、議案第1号の説明を終わります。

- 議 長 それでは、1番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ここは、作られている方が購入されるので問題ないと思われます。ご審議をお願いします。
- 議 長 それでは、1番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に2番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、サツマイモ、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当するため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。この場所は令和7年に取得された農地の隣で現状を見に行ったところ、きれいに耕作されていました。購入される所はセイタカアワダチソウがあつて、また、そこに行く通路がなく、この方々が買って刈ったりしないといけない場所だと思います。ご審議をお願いします。
- 議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に3番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、貸借する農地において年間を通し、唐辛子を栽培されると見込まれます。農地法第3条第3項に該当するため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。この農地は、以前調査に行ったが途中の道が激しく荒れていて、そこまでいきませんでした。それでここは再生不可とさせて頂いていましたけれど、今回上がってきましたので行けるのかと思っていたら、道も整備されて、そして、元々ここは水田で荒れていたのですけれど、整備されていました。猪の被害がないようにするということでした。問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に4番と5番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ここは、備考欄に957㎡で64,400円とあまりにも安いのではないかとと思われる。譲渡人は広島県におられて、もうこちらに帰って来られないということで空き家になっています。その続きの田んぼで、親類は兄弟のおばあちゃんだけで、本当は無償でという感じだったが、この値段になったと思います。ご審議をお願いします。

5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号)

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明い

たします。

1 番、平山町の畑 1 筆 3 2 5 m²の農地を駐車場用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第 2 種農地に該当します。本件は 1 3 台分の月極駐車場を整備するものです。土地の造成については、盛土を最高 0. 1 m、切土を最高 0. 2 m 施しますが、既存の土留めを利用しますので土砂等の流出の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。

2 番、多良見町佐瀬の畑 2 筆合計 4 4 5 m²の農地を農業用施設用地とする転用申請です。追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農用地区域です。本件は、平成 2 8 年頃から農業用施設用地して利用しているものです。今回、相続の手続きを行っている際に転用申請を行っていないことが判明したもので、今後も現状のまま利用する意向があるため申請を行うものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いものと思われます。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、現状のまま利用するため追加の資金は発生いたしません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。なお、令和 7 年 1 2 月 1 5 日付で農用地利用計画の軽微な変更（農用地から農業用施設用地へ）がなされております。議案第 2 号につきましては、以上となります。

議 長 議案第 2 号の説明がありましたので、1 番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1 番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ここは平山町公民館のすぐ横を高速道路が通っておりまして、そのすぐ横の土地であります。宅地化が進み、道路の反対側に車の貸し屋をお持ちであり、その駐車場ということではありますが、真正面がみはる台小学校がございます。立地条件も良い所で問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 1 番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、1 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、1 番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に 2 番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2 番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用施設用地に転用することについて適正であると思われます。この案件は昨年 1 2 月 1 5 日に軽微な変更届が出ております。その際も許可されております。ここの土地は国道が拡張されるということで、今まであった倉庫を自分の家の近くに作らないといけなかった。申請をしないといけな

ことがわからずに倉庫を建てていたということで、反省しています。そして周りの方の了承も取っております。農業委員として200㎡未満なら届け出で良いということと、それ以上はちゃんと申請するように指導したいと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 2番について、今委員からありましたけれど、農業施設用地の倉庫について、200㎡未満は転用許可の申請は要らないということですか。

事務局 転用に関して言いますと200㎡未満の場合につきましては、農業施設の場合は届け出を出してもらう必要がある。200㎡以上のものについては、転用の手続きになります。これはあくまでも農業用の倉庫とか作業場とか農業に直接必要なものの場合はそういったもので、ご自身で使われている圃場内の道路をつくるとか排水路を通しますとかというものは面積の規制はなく、ただ届け出はお願いしているところであります。ここの土地の件は農用地内にありましたので、その場合は200㎡未満の場合でも届出の前に農用地区域の農用地区域内の軽微な変更は必要になってきます。

議長 ということですので、200㎡未満の農業に関係するものについては、届出で、転用許可は必要ない。もし、気になることがあれば、事務局にお問い合わせいただければと思います。皆様よろしくお願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第3号)

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、議案第4号4番と関連するものです。小長井町遠竹の畑2筆合計694㎡の農地について、令和7年9月29日付け、第371号の1で住宅用地(農家住宅)として許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。今回、転用目的の変更はありませんが、所要面積が変更となる計画変更承認申請となります。理由といたしましては、申請地の間にあります里道について、当初申請では占用する予定でしたが、払下げに変更となったことにより、里道についても住宅用地となるため、所要面積が694㎡から713㎡に変更となったものです。なお、払下げとなった里道は、払下げの際に畑として登記されたため、そちらについての議案4号4番で転用許可申請がっております。以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番について何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第4号)

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」について、ご説明いたします。

1番、平山町の田1筆233㎡の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造2階建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.80m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可済みです。こちらにつきましては、一旦、11月に分譲住宅として許可となっていました。12月に許可取下げの申請があり、許可の取下げを一旦したものです。受人が変わった形で今回申請があったものになっております。

2番、高来町東平原の畑2筆合計777㎡の農地について資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請者は建設業を営んでおりますが、事業拡大に伴い資材置場が不足するため新たに整備するものです。土地の造成については、盛土を最高0.95m施し、土留め工事を行い、土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内に新設する側溝から水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。

3番、高来町富地戸の畑2筆合計470㎡の農地について住宅兼店舗用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定（永久）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅兼店舗を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書及び融資証明書で確認しています。

4番、議案3号1番と関連するものです。小長井町遠竹の畑1筆19㎡の農地について住宅用地（敷地拡張）とする転用申請です。拡張後の敷地面積は713㎡となります。契約内容は使用貸借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているため第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存敷地の拡張ですので不許可の例

外に該当しております。本件は既存敷地の間にある里道の払下げを受けたものの、その里道が畑として登記されたため転用許可申請を行うものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地はなく、既存敷地の駐車場整備と同時に整備するため新たな費用は発生しません。議案第4号につきましては以上となります。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅兼店舗用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（敷地拡張）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号)

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」について、ご説明いたします。

1番、中央地区幸町の農地1筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けとなっています。

2番から5番は借受人が同一の案件となります。2番、中央地区本明町の農地1筆、3番、本明町の農地2筆、4番、本明町の農地1筆、5番、本明町の農地1筆、計5筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けとなっています。

6番、小野地区小野島町の農地1筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けとなっています。

7番と8番は借受人が同一の案件となります。7番、小野地区川内町の農地2筆、8番、川内町の農地1筆、計3筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けとなっています。

9番、有喜地区早見町の農地4筆につきまして、新規設定による貸貸借10年での貸付けとなっています。

10番、長田地区中田町の農地3筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けとなっています。

11番、長田地区長田町の農地1筆につきまして、新規設定による貸貸借10年での貸付けとなっています。

12番、長田地区猿崎町の農地1筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けとなっています。

13番、森山町杉谷の農地2筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けとなっています。

14番、飯盛町開の農地1筆につきまして、新規設定による貸貸借10年での貸付けとなっています。

15番から17番は借受人が同一の案件となります。15番、飯盛町上原の農地2筆、16番、飯盛町上原の農地1筆、17番、飯盛町上原の農地1筆、計4筆につきまして、新規設定による貸貸借10年での貸付けとなっています。

18番、高来町三部壺の農地1筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けとなっています。

19番、高来町下与の農地1筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けとなっています。

20番、高来町富地戸の農地1筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けとなっています。

続きまして、議案第5号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。

21番から23番は借受人が同一の案件となります。既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている。飯盛町後田及び山口の農地計4筆について、21番から23番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画となっております。

次に、飯盛町開の農地1筆について、24番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画となっております。

25番と26番は借受人が同一の案件となります。高来町溝口及び泉の農地計3筆について、25番と26番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画となっております。

以上、第5号議案の1番から26番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の要件を満たしています。また、1番から26番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で議案第5号の説明を終わります。

議長 議案第5号の1番から26番の説明がありましたので、1番から26番について、何かご質問はありませんか。

委員 12番見て頂ければ猿崎町で、借受人が高来町の方になっております。猿崎町の担当委員から非常に荒れて周りの人が困っているといった意見がございました。同じく小豆崎町や長田町の農地も非常に荒れておりまして、そういった中で一番の問題は高来町ではそんなに問題にしていないかという事をちょっとお伺いしたいことと、今となっては全部効率条件を満たすように指導し、経営している農地は適正に管理、耕作する事の誓約書の提出を求めるという要件をつけてはどうかという意見が多数ございました。皆さん方で、ご協議願います。

議長 今、委員の方からご意見がありましたけれど、A地区の方で高来の方が耕作されているところが適正な管理がなされていないので、隣接する農地の方々が迷惑をされている。そういう状況の中でいいのかという意見が多々ありました。そういう状況の中で委員がおっしゃったように何らかの誓約を課すということが必要ではないかというようなこと、それから高来町ではちゃんと管理されているかとありました。まず高来地区の委員さんから、高来町の方の農地は高来地区ではどういう状況なのか教えてもらいたい。

委員 高来町の方の問題については、今までも総会の中で飯盛地区とか平山地区とか色々な地区で問題があるということで耕作者の変更とかもありました。実際、高来地区でも面積が大きくて、場所が飛んでいるということで、田植えに日数がかかるとか、ちょっと水管理が出来ないとか、それで収穫までいくのですが、このお米は大丈夫かというぐらい乾燥実というか、そのような状態でも最後はコンバインで収穫

はしております。周りからはそういう形で認定を受けて色んな機械を買っているが、どうなのだという意見も出ているのも正直なところであります。それをどこまでですね。実際、田植えと収穫まで一応しているのですが、その辺ですね。そもそも自分でドローンを使っているのですけれど、その辺がどこまで時期の問題とか、周りに影響を与えているか私は深くは分かりませんが、若干そういう大丈夫かというようなところの話は毎回出てはおります。

議 長 他に、この件について、ご意見や質問はないですか。

委 員 実は、私も２年前まで３反の田を作ってもらっていました。ところが周りの人がもう困って、草は入ってくるし、ちょっとたまらんと言われましたので、私はその方をお願いして契約期間は残っていましたが、これだけ迷惑がかかっているの、地元で作りたいという声があるので、そっちの方に貸してくれないかと相談したところ、返してもらいました。そして、今年はその方が立派に作られて問題ないのですけれど、ただその近くに作っているのも荒れ方が酷かったですね。一番困っているのは地権者の方で、この人が作ってどうかという問題があるのです。返してもらえば作ってもらう人がいないという問題があって、なかなか難しい問題と思っておりますけれど、ただ今の状態があまりにもほったらかしにしているみたいなので、少し適正管理をしてもらって、周りに迷惑がかからないように条件を付けるべきかと思います。

議 長 他に、この件について、ご意見や質問はないですか。

委 員 私も以前質問をしたことがございます。１つは地元でどれだけ信頼といいますか、皆さん耕作されているのか、その面積からどれだけ手がスムーズにいけるのか。小栗地区でもありましたし、飯盛地区でもありました。高来地区から飯盛地区まで行かれるのに、おそらく４０分からもっとかかるのではないかと。行くだけでそうした時に本当に管理が出来るのか。高来地区の大きな面積をされた中で、他の地区の作業がスムーズで行くのか疑問がございますので、質問した訳なのです。やはりそう考えるとかなり遠くまで地域を広げてされるということは、ちょっと問題があるという懸念がありましたので、以前質問したのですけれど、それでも出来るということであれば問題ないと思いますけれど、雑草とかの問題とか私も聞いたことがあります。出来たら地域を限定して耕作されたいかがでしょうか。その方が良くはないかと考えております。今、頼んでいて耕作できないところは地域で協力して、誰か手伝いが出来る方がいらっしゃれば、その方を紹介して頂ければという風に思いますが、その辺がどうか聞きたいと思っております。

議 長 他に、何か関連することはありませんか。

委 員 この話は地区協議会の中で出まして、小野も実際、本当にこの方に任せて大丈夫かという所もあります。私にその人にどうにかすると言ってくれという場合もあります。しかしながら、そう荒れた場所を作っている。もちろん米を作っているのですけれど、収穫も少ないですし、品質も悪い、その人がそこを借りてメリットがあるのかというところですね。誰も借りてくれない場所をその人が借りて作っているのだから、それ以上に周りには迷惑をかけていない。ただ、畦際に草が生えてい

る程度ですか、もしその方が借りていなかったら、その田んぼは荒れ放題になる。周りの人は自分の田の近い場所から 1 m～2 m 多めに借りている。そういうことを農業委員が言って回りますと何か後からやりにくいというのがあるのですね。そこを借り受ける中間管理機構から警告的な文書を出せないとか、農業委員会からもう少しきれいにならないと中間管理機構から借りるのを禁止しますと、そういう風なことは出来ないものかと思っております。

議 長 他に、ご意見はありませんか。

委 員 事務局にお尋ねですけれど、先程委員が言われましたように、こういう場合に誓約書を書くという強制力といいますか、そういうものがあるのですか。

事 務 局 すみません、強制力があるかどうか、正確に有りますよ、無いですよというのは確認しないと言えないですけど、農地法の 3 条の中には条件を付けて許可できるという一文が入っているので、中間管理法は、農地法に準じてという風に法律でなっていますので、条件付きで許可は可能であるとは思いますが。今おっしゃっているように誓約書を書いて頂くことなどを条件として提案ということで中間管理機構に返すことは可能なのかとは思いますが。

議 長 よろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それでは、ご意見もつきましたので、こちらから述べさせていただきます。この件につきましては、委員さんの方々からの意見や現状についてお聞きしました。土地の貸し借りについては、地権者と耕作者の中で契約される。今の時代の流れで言いますと、今、あなたダメと言った時に、次、誰か作ってくれるのかということも踏まえて考えた時に、委員がおっしゃったように何か条件付きで出来ないかというようなご意見もありました。そういう状況の中で 12 番の案件につきましては、全部効率利用という条件があるということです。ですから、事務局からも説明がありましたけれど、この件につきましては、今回、長田地区の案件ですけれど、適正に管理、耕作をするという誓約書を求めるという意見として中間管理機構の方に上げさせて頂ければと思います。この意見を上げて、今度、中間管理機構の方で賃貸借契約の中に若しくはそれに付する契約書として取る。この判断は中間管理機構に委ねるということになりますけれど、農業委員会としては意見ありということで、ここだけでなく適正に耕作するという内容の誓約の提出を求めますという意見をすることで、今回の 12 番の案件はよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、12 番は「意見あり」ということで、1 番から 11 (報 告) 番、13 番から 26 番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書受理の件」について報告します。

小野地区から 1 件、小栗地区から 1 件、本野地区から 3 件、永田地区から 2 件、高来地区から 2 件、合計 9 件出ています。届出理由は、すべて相続により農地の所

有権を取得したためとなっております。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

中央地区仲沖町から1件、小野地区宗方町1件、合計2件の通知が出ています。解約理由としましては、売買するため農地改良を行うためとなっております。

報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請書取下げの件」について報告します。

1番、高来地区、高来町下与の農地3筆、計2,677㎡につきまして、令和7年12月2日付で申請書が提出されましたが、全部効率利用要件を満たさないことが確認され、今回申請書の取下申立書が提出され、取下げとなりました。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、日の出町の畑6筆2,311㎡を分譲宅地とする売買の届出です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。
お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	5件
議案第2号	農地法第4条許可	2件
議案第3号	農地法第5条許可後の計画変更の許可	1件
議案第4号	農地法第5条許可	4件
議案第5号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件	26件

以上、審議件数は、全部で38件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これをもって、令和7年度諫早市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____